

平戸市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、経済産業省資源エネルギー庁が策定する「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」を補完するものとして、平戸市内における太陽光発電施設の新設、増設及び改修（以下「設置等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、事業者による適正な設備の導入及び管理を促し、市民の安全で安心な生活環境の確保及び自然環境の保全、並びに景観との調和を図ることを目的とする。

2 定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する設備及びその付属設備（変圧器、蓄電設備、送電線等）をいう。
- (2) 出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。
- (3) 事業者 太陽光発電施設を設置、維持管理、撤去・処分及び事業譲渡等をしようとする者をいう。
- (4) 事業区域 太陽光発電施設の設置に用に供する土地の区域をいう。
- (5) 近隣住民等 事業区域の近隣に居住している者、事業区域の近隣の土地又は建築物等の所有者若しくは使用者及び事業区域に係る自治会等の代表者をいう。

3 対象地域

このガイドラインの対象地域は、平戸市全域とする。

4 適用対象

このガイドラインの適用対象は、出力 10kW 以上の太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く。）の設置等を行う事業者に適用する。ただし、事業者が所有する事業所等と併設されるもので、主に自己消費を目的とする太陽光発電施設は適用対象外とする。

5 法令等に基づく手続等

- (1) 事業者は、太陽光発電施設を設置する場合において、別表 1 に掲げる関係法令等の対象となる行為に該当する場合は、市の関係部局及び関係行政機関と事前に相談又は協議を行い、必要な手続等を行うものとする。
- (2) 事業者は、事業区域の全部又は一部が別表 2 に掲げる区域に該当する場合は、当該計画が周辺的生活環境等に与える影響を十分に考慮し、計画の中止を含め抜本的な見直しを検討するものとする。

6 遵守事項

事業者は、太陽光発電施設を設置する際は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 別表 1 に掲げる関係法令及び経済産業省資源エネルギー庁が策定する「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」等のガイドラインや指針等を遵守すること。

- (2) 近隣住民等との協調を保つこと。
- (3) 雨水等による土砂、汚泥の流出及び水害等の災害防止対策を講じること。
- (4) 既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の良好な景観に支障を与えないよう、周辺環境及び景観との調和に配慮すること。
- (5) 事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤等の薬剤を使用する場合には、周辺環境に十分に配慮すること。
- (6) 住宅地に近接する場所に太陽光発電施設を設置する場合は、圧迫感、景観、騒音、振動、熱風、反射光、電波障害等に配慮し、敷地境界からの後退や植栽による遮蔽、緩衝帯の設置等により近隣住民の良好な生活環境を害することのないよう、必要な措置を講じること。
- (7) 法令上問題がない地域でも、災害発生のリスク、良好な景観の阻害又は自然・生活環境への影響が懸念される場合などについては、関係者と十分に協議し、近隣住民及び周辺環境に十分に配慮すること。
- (8) 施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。
- (9) 施設を廃止した場合は、速やかに事業者の責任により撤去等適正に処理すること。

7 事前協議

事業者は、太陽光発電施設の設置等に着手する前に、施工、維持管理等事業の計画について、市と事前協議を行うこと。なお、工事の着手とは、太陽光発電施設の設置等のほか、森林伐採、土地造成等の準備行為を含むものとする。

8 住民説明会等の実施

- (1) 事業者は、太陽光発電施設を設置しようとする場合は、その計画の概要が明らかになった時点において、近隣住民等に対し説明会その他適切な方法（以下「説明会等」という。）により事業内容を周知するものとする。
- (2) 説明会等の実施方法については、経済産業省資源エネルギー庁が策定する「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（2024年2月策定）」によるものとする。なお、対象となる近隣住民等の範囲については、事前に市と協議すること。
- (3) 事業者は、説明会等において近隣住民等から出された要望及び意見に対し、丁寧かつ誠意をもって対応するものとする。
- (4) 事業者は、近隣住民等に対する説明会等の概要及び近隣住民等から出された要望並びに意見について、近隣住民等説明会概要報告書（様式第1号）を作成し、市長に報告するものとする。
- (5) 事業者は、前号の報告後、更に説明会等の開催が必要な場合、再度説明回答を開催し、近隣住民等の理解を得るよう努めるとともに、前号の規定に準じて報告するものとする。

9 太陽光発電施設に係る届出等

- (1) 事業者は、太陽光発電施設の工事に着手する60日前までに、平戸市太陽光発電施設計画届出書（様式第2号）に事業区域の位置図等を添付し、市長に届け出るものとする。

- (2) 事業者は、設置工事の完了の日から 30 日以内に平戸市太陽光発電施設設置工事完了届出書（様式第 3 号）を市長に届け出るものとする。
- (3) 事業者は、太陽光発電施設の計画若しくは事業等を変更、廃止、譲渡又は承継しようとするときは、変更、廃止、譲渡又は継承する日の 30 日前までに、平戸市太陽光発電施設変更等届出書（様式第 4 号）を市長に届け出るものとする。
- (4) 事業者は、発電施設の破損又は事故が発生したときは、速やかに平戸市太陽光発電施設事故等報告書（様式第 5 号）により市長に報告するものとする。

10 太陽光発電施設の維持管理

- (1) 事業者は、太陽光発電施設設置後の維持管理について、責任をもって対応し、関係法令等に基づき適切な措置を講じること。
- (2) 事業者は、太陽光発電施設において、施設の破損、火災、土砂流出等が発生した場合又は周辺に緊急事態が発生した場合に、近隣住民等が事業者と連絡を取ることができるよう太陽光発電設備の名称、設置場所の住所、太陽光発電施設の出力、事業者の名称及び連絡先その他必要な事項を記載した看板を敷地内の見やすい場所に設置すること。
- (3) 事業者は、太陽光発電施設と柵塀等との距離を空けるようにした上で、敷地内及び構内に事業関係者以外の者が容易に立ち入ることがないような高さの柵塀を設置する等、適切な安全対策を講じること。
- (4) 事業者は、太陽光発電施設及び敷地について、定期的に保守点検を実施するとともに除草及び清掃を行うこと。
- (5) 事業者は、自然災害、その他の事由により太陽光発電施設が破損又は事故等が発生した場合において、被害を最小限にとどめる措置を講じ、速やかに復旧又は撤去すること。
- (6) 事業者は、太陽光発電施設を廃止した場合において、その跡地をそのまま放置することなく、速やかに現状復帰に努める等、責任をもって適切な措置を講じること。また、太陽光発電施設を撤去する場合は、関係法令に基づき適切に処理すること。

11 報告

市長は、このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、事業者から必要な事項の報告を求めることができるものとする。

12 ガイドラインの見直し

このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

13 その他

- (1) 市長は、このガイドラインの目的を達成するために必要があると認められる事項について、事業者に対し設置事業における必要な助言、指導ができるものとする。
- (2) 市は、事業者が関係法令等に定める義務を遵守しないときは、経済産業省へ情報を提供するものとする。

14 施行日等

- (1) このガイドラインは、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

- (2) このガイドラインの施行の日（以下「施行日」という。）から、令和6年12月30日までに工事に着手する太陽光発電施設における9(1)の「太陽光発電施設の工事に着手する60日前までに」及び令和6年11月30日までに変更、廃止、譲渡又は承継する太陽光発電施設における9(3)の「変更、廃止、譲渡又は継承する日の30日前までに」とあるのは、「このガイドラインの施行日以降速やかに」とする。
- (3) このガイドラインの施行日において、現に工事に着手している事業者は、6に掲げる事項の遵守に努めることとし、9(1)の規定は適用しない。ただし、工事に着手している太陽光発電施設に係る説明会等を開催した場合は、近隣住民等説明会概要報告書（様式第1号）を作成し、市長に報告するものとする。

別表 1

■想定される主な関係法令等（許認可等手続の名称）

許認可等手続の名称	関係法令等の名称	問合せ先 (市担当窓口)
1 再生可能エネルギー全般に関すること		市民課環境政策班
2 土地取引等に関するもの		
(1) 一定面積以上の土地の売買後の届出	国土利用計画	都市計画課
(2) 森林の土地の所有者届出制度	森林法	農林整備課
3 土地造成・土地利用に関するもの		
(1) 都市計画区域における開発行為の許可	都市計画法	都市計画課
(2) 都市計画区域以外の区域における開発行為（1ha 以上）の許可	都市計画法	都市計画課
(3) 河川敷に工作物を設置する場合の占有許可	河川法	建設課
(4) 港湾区域、港湾隣接地域の水域又は土地を占有する場合の許可等	港湾法 長崎県港湾管理条例	水産課
(5) 漁港区域内の水域・公共空地及び漁港施設の占有許可等	漁港及び漁場の整備等に関する法律 長崎県漁港管理条例 平戸市漁港管理条例	水産課
(6) 海岸保全区域及び一般公共海岸区域に工作物を設置する場合の占有許可等	海岸法	建設課、農林整備課、水産課
(7) 景観計画区域内における工作物の建設等行為の届出	景観法 平戸市景観条例	都市計画課
(8) 国立公園及び国定公園内の開発行為等の許可申請又は届出	自然公園法	観光課
(9) 県立自然公園内の開発行為等の許可申請又は届出	長崎県立自然公園条例	観光課
(10) 自然環境保全地域等における行為の許可申請又は届出	長崎県未来につながる環境を守り育てる条例	長崎県県北振興局 総務課
(11) 鳥獣保護区特別保護地区内の開発行為等の許可申請	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	農業振興課
(12) 土地の形質変更等行為を行う者との自然環境保全協定の締結	長崎県未来につながる環境を守り育てる条例	長崎県自然環境課
(13) 農地の転用等についての許可又は届出	農地法	農業振興課 (農業委員会)

許認可等手続の名称	関係法令等の名称	問合せ先 (市担当窓口)
(14) 農用地区域内からの除外	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興課 (農業委員会)
(15) 農用地区域内での開発行為の許可	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興課 (農業委員会)
(16) 民有林の開発行為 (0.5ha 超) の許可	森林法	農林整備課
(17) 民有林に係る伐採及び伐採後の造林の届出	森林法	農林整備課
(18) 保安林の指定の解除	森林法	農林整備課
(19) 保安林内作業許可	森林法	農林整備課
(20) 公園管理者以外の者の公園施設の設置等及び都市公園の占用	都市公園法	都市計画課
(21) 地すべり等防止区域内の行為の許可	地すべり等防止法	建設課、農林整備課
(22) 砂防指定地にける行為の許可	砂防法 長崎県砂防指定地管理条例	建設課
(23) 史跡名勝天然記念物、重要文化財の現状変更の許可	文化財保護法 長崎県文化財保護条例	文化交流課
(24) 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出	文化財保護法	文化交流課
(25) 急傾斜地崩壊危険区域内の行為の許可	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	建設課
(26) 環境影響評価手続	環境影響評価法 長崎県環境影響評価条例	市民課
(27) 土壌汚染対策法第4条第1項の規定による形質変更時の届出	土壌汚染対策法	市民課
(28) 盛土規制区域における行為等の許可申請又は届出	宅地造成及び特定盛土規制法	都市計画課
4 事業認可に関するもの		
(1) 電気事業の許可、保安規程の届出、工事計画の認可、届出等	電気事業法	九州産業保安監督部電力安全課
(2) 系統連記に係る電力会社との事前協議、契約締結	電力品質確保に係る系統連係技術要件ガイドライン	電力各社
5 建設行為等に関するもの		
(1) 建築物又は工作物の建築確認申請	建築基準法	都市計画課

許認可等手続の名称	関係法令等の名称	問合せ先 (市担当窓口)
6 設備等の設置・保安に関するもの		
(1) 危険物製造所等の設置の許可	消防法	消防本部
(2) ボイラー・圧力容器・クレーンの設置の届出等	労働安全衛生法	長崎労働局労働基準部健康安全課
(3) 特定施設の設置の届出、特定建設作業の実施の届出（騒音関係）、指定施設の届出（騒音関係）	騒音規制法 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例	市民課
(4) 特定施設の設置の届出、特定建設作業の実施の届出（振動関係）	振動規制法	市民課
(5) 公害防止管理者の選任等の届出	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	県北保健所
7 その他		
(1) 一般海域に工作物等を設置して占用する場合の許可	長崎県海域管理条例	水産課
(2) 世界遺産への影響の確認	世界遺産条約履行のための作業指針	文化交流課

※掲載した関係法令等は、長崎県が策定している「再生可能エネルギー等施設の設置に関する手続情報〔許認可等手続情報〕 令和3年2月」を基に参考として例示したものであり、その他に該当となる法令等については、法令等を所管する行政機関等へ照会してください。

※問い合わせ先（市担当部署）は、事前相談等の窓口として掲載しており、許認可等の届出は、各行政機関へ照会してください。

別表 2

■設置に適さない区域

区域の名称等	概要（理由等）	関係法令等
廃棄物最終処分場（埋立処分終了した最終処分場を除く）	太陽光発電設備を設置することにより、廃棄物最終処分場の適切な維持管理に支障をきたす可能性、処分場周辺の生活環境に支障をきたす恐れがある。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
廃棄物の不法投棄地	原因者による不法投棄地の原状回復に支障をきたす恐れがある。	
自然公園区域	自然公園は、優れた自然の風景地を保護するために開発等が規制されている。	自然公園法 長崎県立自然公園条例
鳥獣保護区及び特別保護区	鳥獣又は鳥獣の生息地の保護にとって特に重要な区域である。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
農用地区域	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている。	農業振興地域の整備に関する法律
甲種農地又は第1種農地		農地法
保安林	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、森林の機能を確保する必要がある。	森林法
河川区域	出水時に流下阻害発生のおそれがあるとともに、河川管理施設を損傷させるおそれがある。	河川法
①海岸保全区域 ②一般公共海岸区域	太陽光発電設備の設置により、公衆の自由使用を妨げ、海岸保全施設を損傷させるおそれがある。 ①海岸地盤の変動被害から海岸を防護するため海岸保全施設等の管理が必要な区域 ②自然公物として公衆の自由使用に供される公共海岸のうち①を除いた区域	海岸法
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危険が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域である。当該区域は、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。	土砂災害防止法

区域の名称等	概要（理由等）	関係法令等
急傾斜地崩壊危険区域	崩壊のおそれがある急傾斜地（30度以上）で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域である。当該区域は、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地すべり防止区域	地下水当により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。	地すべり等防止法
砂防指定地	治水上の砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域として指定されており、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。	砂防法
景観計画区域（重点景観区域）	景観計画区域のうち、重点的・計画的に景観の保全、誘導を図る必要がある区域であり、きめ細かく景観形成をはかるため、より厳しい制限を設けている。	景観法 平戸市景観条例
指定等文化財区域	文化財は、一度失ってしまえば二度とよみがえることのない、国民共有のかけがえのない財産である。法令に基づき指定等されている文化財は保護を原則としており、指定文化財等が存在するエリアは立地を避けるべきである。	文化財保護法 長崎県文化財保護条例 平戸市文化財保護条例 各文化財保護関係法令等

■ 慎重な検討が必要な区域

区域の名称等	概要（理由等）	関係法令等
景観計画区域（重点景観区域）及び指定等文化財区域の隣接地	平戸市景観計画等を参照し、必要に応じて主要な眺望点からの景観や周辺の自然環境、土地利用、歴史・文化などの地域の特性等にも配慮する必要がある。	景観法 平戸市景観条例 各文化財保護関係法令等

近隣住民等説明会概要報告書

年 月 日

平戸市長 様

事業者 住 所
名 称

(法人の場合は、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

平戸市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインの規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 発電施設の名称
- 2 説明会等の日時等
 - ・開催日時
 - ・場 所
 - ・説明者
 - ・近隣住民等参加者数
 - ・周知方法及び周知範囲
- 3 説明内容
- 4 参加者等からの意見及び要望
- 5 参加者等からの意見及び要望への回答
- 6 説明会等の資料
 - 別添のとおり

平戸市太陽光発電施設計画届出書

年 月 日

事業者 住 所
名 称

(法人の場合は、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

平戸市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインの規定により、下記のとおり届け出ます。

記

発電施設の名称	
設置場所	
敷地面積	m ²
定格発電出力	kW
着工予定年月日	年 月 日
稼働開始予定日	年 月 日
発電事業予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業者の連絡先	※住所、名称（法人の場合は、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）、所属・職氏名、電話番号を記載してください。
工事施工業者	※住所、名称（法人の場合は、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）、電話番号を記載してください。
発電を行う事業者	※住所、名称（法人の場合は、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）、電話番号を記載してください。
維持管理を行う事業者	※住所、名称（法人の場合は、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）、電話番号を記載してください。

備考1 近隣住民等説明会概要報告書（様式第1号）を添付してください。

- 2 法人の登記簿謄本、事業区域の位置図、配置図、事業実施工程表、各種施設構造図、排水計画図（汚水・雑排水・雨水）土地全部事項証明書（土地登記簿謄本）、公図の写し（地番、所有者等を記入）関係機関との協議状況その他必要な資料を添付してください。

平戸市太陽光発電施設設置工事完了届出書

年 月 日

事業者 住 所
名 称

(法人の場合は、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

平戸市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインの規定により、下記のとおり届け出ます。

記

発電施設の名称	
設置場所	
敷地面積	m ²
定格発電出力	kW
完了年月日	年 月 日
稼働開始日	年 月 日
発電事業予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業者の連絡先	※住所、名称（法人の場合は、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）、所属・職氏名、電話番号を記載してください。
工事施工業者	※住所、名称（法人の場合は、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）、電話番号を記載してください。
発電を行う事業者	※住所、名称（法人の場合は、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）、電話番号を記載してください。
維持管理を行う事業者	※住所、名称（法人の場合は、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）、電話番号を記載してください。

備考1 位置図、配置図、設置完了写真、国の認定通知書の写し、維持管理に関する資料、緊急連絡体制に関する資料、その他参考となる資料を添付してください。

平戸市太陽光発電施設事故等報告書

年 月 日

事業者 住 所
名 称

(法人の場合は、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

平戸市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインの規定により、下記のとおり報告します。

記

発電施設の名称	
設置場所	
事故等の発生日時	年 月 日 時 分
事故等の状況	
事故等の原因	
被害状況	1 死傷 有・無 (内容) 2 火災 有・無 (内容) 3 発電支障 有・無 (内容) 4 その他 (上記以外に及ぼした障害等) (内容)
復旧日時	年 月 日 時 分
防止対策	
連絡先 (責任者)	氏名 所属 電話番号 ※保安管理業務外部承認がある場合は、委託先情報
事業者の確認	有・無